

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号			
不利益処分の種類	とさつ等の禁止、と畜場の消毒等（1/3）	根拠条項	第16条			
処分基準	<p>都道府県知事は、第14条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めるとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体によりウイルスを伝染させるおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。 2 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。 3 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。 <p>○規則第16条 法第16条の規定に基づく措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第14条第1項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第4に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき とさつの禁止 2 法第14条第2項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第4に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 解体の禁止 3 法第14条第3項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第5の上欄に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 別表第5の下欄に掲げる部分について廃棄その他食用に供されることを防止するために必要な措置 4 獣畜が法第14条第6項各号に掲げる疾病のうち伝染性の疾病にかかり、又は異常があり、ウイルスを伝染させるおそれがあると認めるとき 当該獣畜の隔離、当該獣畜の肉、内臓その他の部分の消毒、ウイルスに汚染され又は汚染されたおそれのある処理室その他の場所又は物件の消毒その他ウイルスの伝染を防止するために必要な措置 					
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	食肉衛生検査所	交付機関	食肉衛生検査所

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号			
不利益処分の種類	と殺等の禁止、と畜場の消毒等(2/3)	根拠条項	第16条			
処分基準	<p>別表第3(第14条、第16条関係)</p> <p>Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び潤滑油又は炎性産物等による汚染</p>					
	<p>別表第4(第16条関係)</p> <p>牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、水泡性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水泡病、ブルータンク、アカバネ病、悪性カタル熱、チュウザン病、ランピースキン病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛伝染性鼻気管炎、牛白血病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛丘疹性口炎、牛流行熱、類鼻疽、破傷風、気腫疽、レプトスピラ症、サルモネラ症、牛カンピロバクター症、トリパノソーマ病、トリコモナス病、ネオスポラ症、牛バエ幼虫症、ニパウイルス感染症、馬インフルエンザ、馬ウイルス性動脈炎、馬鼻肺炎、馬モルビリウイルス肺炎、馬痘、野兎と病、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、仮性皮膚、小反芻獣疫、伝染性膿疱性皮膚炎、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、トキソプラズマ病、疥癬、山羊痘、山羊関節炎・脳脊髄炎、山羊伝染性胸膜肺炎、オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚水泡疹、豚流行性下痢、萎縮性鼻炎、豚丹毒、豚赤痢、Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸(高度のものに限る。)、水腫(高度のものに限る。)、腫瘍(肉、臓器、骨又はリンパ節に多数発生しているものに限る。)、旋毛虫病、有鉤囊虫症、無鉤囊虫症(全身にまん延しているものに限る。)、中毒諸症(人体に有害のおそれがあるものに限る。)、熱性諸症(著しい高熱を呈しているものに限る。)、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。))及び潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものに限る。))</p>					
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	食肉衛生検査所	交付機関	食肉衛生検査所	目次NO

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号				
不利益処分の種類	と殺等の禁止、と畜場の消毒等（3/3）	根拠条項	第16条				
処分基準	別表第5						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>疾病又は異常</th> <th>部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表第四に掲げる疾病 黄疸(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 水腫(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 腫瘍(病変が肉、臓器、骨又はリンパ節の一部に局限されているものに限る。) 寄生虫病(旋毛虫病、有鉤囊虫症及び無鉤囊虫症(全身にまん延しているものに限る。)を除く。) 放線菌病 ブドウ菌腫 外傷 炎症 変性 萎縮 奇形 臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものに限る。) 潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものを除く。)</td> <td> 当該獣畜の肉、内臓その他の部分の全部 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 寄生虫を分離できない部分及び住肉孢子虫症にあつては血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分 当該病変部分及び炎性産物により汚染された部分並びに多発生化膿のう性の炎症にあつては血液 当該病変部分 当該病変部分 著しい当該病変部分 当該異常部分に係る臓器 当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮 </td> </tr> </tbody> </table>	疾病又は異常	部分	別表第四に掲げる疾病 黄疸(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 水腫(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 腫瘍(病変が肉、臓器、骨又はリンパ節の一部に局限されているものに限る。) 寄生虫病(旋毛虫病、有鉤囊虫症及び無鉤囊虫症(全身にまん延しているものに限る。)を除く。) 放線菌病 ブドウ菌腫 外傷 炎症 変性 萎縮 奇形 臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものに限る。) 潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものを除く。)	当該獣畜の肉、内臓その他の部分の全部 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 寄生虫を分離できない部分及び住肉孢子虫症にあつては血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分 当該病変部分及び炎性産物により汚染された部分並びに多発生化膿のう性の炎症にあつては血液 当該病変部分 当該病変部分 著しい当該病変部分 当該異常部分に係る臓器 当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮		
疾病又は異常	部分						
別表第四に掲げる疾病 黄疸(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 水腫(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 腫瘍(病変が肉、臓器、骨又はリンパ節の一部に局限されているものに限る。) 寄生虫病(旋毛虫病、有鉤囊虫症及び無鉤囊虫症(全身にまん延しているものに限る。)を除く。) 放線菌病 ブドウ菌腫 外傷 炎症 変性 萎縮 奇形 臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものに限る。) 潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものを除く。)	当該獣畜の肉、内臓その他の部分の全部 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 寄生虫を分離できない部分及び住肉孢子虫症にあつては血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分 当該病変部分及び炎性産物により汚染された部分並びに多発生化膿のう性の炎症にあつては血液 当該病変部分 当該病変部分 著しい当該病変部分 当該異常部分に係る臓器 当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	食肉衛生検査所	交付機関	食肉衛生検査所	目次	NO